

県南広域振興局長告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成29年3月28日

県南広域振興局長 堀 江 淳

- 1（1） 路線名 397号
 - （2） 供用開始の区間
 - ア 奥州市江刺区藤里字平峠60番地先から86番1地先まで
 - イ 奥州市江刺区田原字分限城70番6地先から29番3地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成29年3月31日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部
 - イ 期間 平成29年3月28日から同年4月28日まで
- 2（1） 路線名 456号
 - （2） 供用開始の区間 奥州市江刺区田原字分限城52番1地先から115番1地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成29年3月31日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部
 - イ 期間 平成29年3月28日から同年4月28日まで